

2015年4月24日

平成24年(ワ)第49号・同第133号・同第139号

平成27年(ワ)第94号

玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 外

被告 九州電力・国

更新弁論にあたって

原告訴訟代理人弁護士

板井優

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

1 本日の第12回口頭弁論での弁論更新にあたり、私ども原告の訴訟活動の主だった点について次の通り弁論更新の陳述を致します。

私たちの更新弁論は、①弁論の総論的主張、②福島での被害を繰り返さないために被害の総体を把握すること、③新規制基準は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないこと、④福井地裁の大飯原発差し止め判決は当然の判決であること、但し、これを批判する九電の主張に新たに反論することは更新弁論ではなく新たな主張になります、⑤避難計画は、事故があつて避難するだけでなく故郷に無事帰還するまでが避難計画であることを述べる予定です。その内、④の福井地裁関係は、新たな主張もありますので、福井弁護団の佐藤辰弥弁護団長に復代理人の立場から更新弁論を含めた弁論をして貰うものです。

私は、その中の①弁論の総論的主張を行います。残りの弁論の要旨は、後ほどそれぞれの代理人が更新弁論を行います。

2 まず、「原発なくそう！九州玄海訴訟」の概要について、お話しいたします。福島原発被害発生の翌年である2012年1月31日、「原発なくそう！九州玄海訴訟」の第一陣原告1704人が、九州電力玄海原子力発電所4基の原子炉の操業の差し止めを求めて、原発推進政策を進める国と九州電力を被告に、御庁に裁判を提起しました。

そして、現在、去る3月26日の第13陣提訴で、原告数は9126名で歴史上最多数の原発訴訟です（原告は、国内47都道府県及び韓国・中国・フランス・イタリア・スイスに在住しています）。

私どもの裁判は、原告は九州北部の佐賀・福岡・長崎と中部の大分・熊本を中心に、代理人もそれらの地域を始めとする九州を中心とする弁護士で構成されています。そして、鹿児島地裁に継続しています「原発なくそう！九州川内訴訟」とはきょうだい訴訟となっています。

ところで、私どもは、法廷には入れない原告および代理人らには別に模擬法廷を開催しています。

この裁判では、一万人原告を目指すという経緯もあり、追加提訴をした原告2名について15分間で意見陳述をすることで訴訟当事者全ての合意を得ているところです。

3 2011年3月11日からの東京電力福島第一原子力発電所事故については、原告はもちろん私たち代理人にとっても大変な驚きでした。おそらく、私たち原告と相對する被告国の指定代理人、及び九州電力代理人にとっても同じ思いではなかったかと思います。さらに言えば、新しく構成された裁判官におかれても同じ思いではなかったのではないのでしょうか。

その意味では、この場にいる私たちは、福島原発事故世代であると言っても過言ではないでしょう。

私たちの主だった主張の第一点は、福島での原発被害を繰り返さないために被害の総体を把握することにあります。

この原発事故は、私が弁護士として17年と8ヶ月にわたって担当した九州熊本の水俣病という公害病にもまして、まさに半永久的かつ壊滅的打撃、想像を絶する被害をこの地域に与えています。まさに、戦争公害に勝るとも劣らない公害被害であります。すなわち、その意味では、絶対に起こしてはならない原発公害被害であるといえます。

私どもは、福島原発公害被害を明らかにする上で、加害の構造を問題に致しました。なぜ、東京などの大都市から遠く離れた福島に原発をつ

くったのか、まさにそれが加害の構造なのです。

確かに原発を作ったときは、福島の影響は東京に及ばないと当時、原発をつくった人たちは考えたのであろうと思います。

しかし、この事故では、現実には、東京も含むかなりの地域が極めて危険な状態でした。これが、原発被害です。しかも、ある研究者の見解では、放射能に含まれるセシウム137の85%は偏西風に乗って太平洋と北米大陸に飛んでいったのですが、15%のセシウムが下を吹く季節風に乗って、50km圏内にある立地自治体でもない飯舘村にも襲いかかりました。現在全村避難となっている飯舘村は被害自治体なのです。

私どもは、この玄海原発の付近から年に4回風船プロジェクトをしました。遠くは、偏西風に乗って554km離れた奈良県に落下しました。

そして、その下を吹く季節風に乗った風船は、阿蘇山を始めとする北部・中部九州に落ちました。

これは、原発銀座といわれる福井県でも同じ状況だと思えます。この次の原発事故ではまさにわが国自体が壊滅する危険があるのです。

福島では現時点でも12万人を超える人たちが故郷に戻れない現実があります。

現在、立地自治体だけが原発立地の同意権があると国と電力会社は思っているようですが、私たちの真意は、被害を受ける可能性のある全ての被害自治体・住民、さらには全国民が原発立地・再稼働についての同意権がある、とするところにあります。

4 次に、私たちの主だった主張は、新規制基準は、ためにする基準、さらにいえば私どもの真意は操業のための基準に過ぎず安全のための基準ではないということです。

まず、行政が定める規制基準とは何でしょうか。かつて、規制基準は安全基準と同視され、原発の安全神話と深く結びついていました。しかし、例えば、チッソは当時の水道法による水銀の基準を満たしていましたが、水俣病は発生しました。福島の東電第一原子力発電所も造る当時の基準をクリアしました。しかし、原発事故は発生したのです。

事実、田中俊一原子力規制委員会委員長は、新規制基準をパスしたからといって、安全だということではないと述べています。要するに、新規制基準も含め、およそ規制基準は、操業のための基準に過ぎません。

私たちは、この点は相代理人の更新弁論で述べることになりましたが、明確に掴んでおく必要があります。

- 5 次に、私たちは、福井地裁の大飯原発差し止め判決は当然の判決であると主張してきました。そして、こうした立場からこれを批判する九電の主張に反論をしてきました。

今、福島での深刻広汎な原発公害を再び繰り返さないために福井地方裁判所は歴史的な判断を下しました。まさに、理性の声であります。

本日は、この点について、この判決を勝ち取った代理人による意見を述べ弁論更新ではなく新たな主張をするものです。

- 6 最後に、私たちは、避難計画とは、原発事故があって避難するだけでなく再び故郷に無事帰還するまでが避難計画であります。

しかし、果たして、原発事故で避難計画が作れるのでしょうか。まさに最大の避難計画とは、原発を廃炉にすることではないでしょうか。

この点も、更新弁論を担当する相代理人に御願いたいと思います。

- 7 本件訴訟と裁判所の役割

アメリカに初めて原発が登場したのは1957年とされています。わが国で原発が登場したのは1963年の動力試験炉の運転開始です。商業用原子炉発電は1966年からです。原子炉は安全である、人体に影響を与える放射線が外に漏れることはない、というのが原発を運用してきた側の意見でした。

しかし、炉心溶融（メルトダウン）事故が起こったのは、1979年のアメリカ・スリーマイル島原子力発電所事故、1986年のソビエト・チェルノブイリ原子力発電所事故、2011年の日本・福島原子力発電所事故などが上げられます。アメリカでの原発操業から福島事故まで54年です。その中で3回ですから平均すると18年に1回です。私の人生で3回もメルトダウンが起きています。これが事実です。

このように危険なものの操業を許すことは絶対にあってはならない
はずです。全ての原発は存在するだけで危険であることは福島
の事故を見れば明らかです。そうした立場から、原発が安全であるとする被告ら
がその根拠を明らかにする主張・立証をすべきだと思います。

私たちは、裁判所での勝訴判決をテコに、さらに国民世論を大きく広
げ、全ての原発を廃炉にする法律を策定させ、全面的な解決を図って
いく決意です。

私どもとしては、裁判所がこうした立場から本件訴訟を審理して頂
きたいと切にお願いするものです。

以上で、私の更新弁論を終わります。